

アプライドパソコン修理延長保証書

アプライド株式会社

本社：福岡市博多区東比恵3丁目3-1

TEL(092)481-7801

FAX(092)481-9965

アプライドパソコン修理延長保証は、メーカー保証に記載されている内容及び裏面の保証規定の条項に基づいて、保証対象商品に発生する故障の無料修理を持ち込み修理を条件としてお約束するものです。お手続きの際は、本保証書にメーカー保証書およびお買い上げ票を添えて商品をお持ち込みください。

保証の請求権者	お買上げ品の所有者(指定のある場合は指定使用者)	
保証金額	お買上げ金額(税抜)を上限とします。	
保証対象	型番	製造番号
保証期間	ご購入日より 年間	
免責事項	メーカー保証期間経過後は、修理代金の30%はおお客様ご負担となります。	

【アプライドパソコン修理延長保証規定】

- ①お客様が行なった設定の変更・増設・改造により生じた故障および損傷は、本保証の対象ではありません。
- ②修理を依頼する場合、プログラム・データ・記録媒体・純正でない部品や同加物等をお客様ご自身で、事前に機械から取り外していただきます。これらのいずれかが、商品に記録または付加された状態でお持ち込みいただいた場合、お客様がこれらに対する一切の権利を放棄したものとします。
- ③交換された旧部品は、お客様にご返却できません。
- ④次のような場合、保証期間内であっても、無償修理の対象とはなりません。
(但し、有償による修理・仲介はお受けできます。)
 - (1)本保証書の提示がない場合
 - (2)本保証書がコピー等、原本でない場合
 - (3)本保証書にお買上げ票の添付がない場合
 - (4)本保証書にメーカー保証書の添付がない場合
 - (5)本保証書の字句が書き換えられている場合
 - (6)お買上げ票の『お買上げ日』とメーカー保証書の『購入日』が異なる場合
 - (7)お買上げ票の『商品名』とメーカー保証書の『商品名』が異なる場合
 - (8)直接及び間接を問わず、次に掲げる事由によって生じた故障及び損傷
 - a. 本商品の移動・接触・転倒・落下、その他不注意により生じた機械の故障及び損傷
 - b. ソフトウェア・周辺機器・マウス・テンキー・タッチペン・アクセサリ等、本体以外の付属品の故障及び損傷
 - c. バッテリー・電池・ACアダプター・マウス・外付けキーボード・ケーブル・コネクタカバー・ゴム類等、消耗品の交換
 - d. コンピュータープログラム・各様ソフトウェア・データに関する損害及びコンピューターウィルス等による故障

- e. ブラウン管・LCDパネル・バックライトの経年による劣化
(輝度の低下・フォーカスの劣化・蛍光体の焼き付け・ドット抜け等)
- f. 磨滅・錆び・かび・むれ・変質・変色・その他類似の事由
- g. 使用者の本商品の不適正な使用、または不適切な維持・管理による故障及び損傷
- h. 地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・落雷・水害等の自然災害及びその他の不可抗力
- i. メーカーリコール対象となった時、またはメーカーが取替えを認めた時

(9)保証期間が終了した後に故障の報告または請求がなされた場合

⑤オンサイト保証の商品については、オンサイトの保証自体を延長するものではありません。延長された保証期間は、持ち込み修理となります。

⑥本保証書の対象とならない故障および損傷の見積り、発送に関する費用はおお客様のご負担となります。

⑦メーカー保証期間中に関してはメーカー保証を使用します。メーカー保証期間経過後は、修理代金の30%はおお客様ご負担となります。

⑧本保証は、保証期間中の修理代金合計金額がお買上金額を超過した場合、及び代替品が交付されたときに失効します。

⑨本保証書は、おお客様のご都合による解約はできません。

⑩故障及び損傷の認定などについて、当社とおお客様との間で見解の相違が生じた場合、当社を通じて第三者の意見を求めることがあります。

⑪本保証は、日本国内においてのみ有効です。

⑫本保証書の再発行はできません。メーカー保証書・お買上げ票と合わせて大切に保管願います。

⑬修理見積りに関するキャンセル料は、保証の対象外となります。

⑭延長保証期間中にメーカー都合による修理不可(補修部品の保有期間終了など)の場合、修理限度額の30%をポイント還元します。

【お客様情報(個人情報)の取り扱いについて】

当社は、お客様の個人情報の取り扱いに関して、その重要性を十分認識し、適切な管理を行ってまいります。また、今回添付いただくお客様の個人情報につきましては、修理延長保証の目的以外には利用致しません。

販売店・営業所

(裏面に、メーカー保証書・お買上げ票を貼付願います)